

# 国民健康保険加入・脱退が多くなる時期です！必ず届出を！

■問い合わせ 住民課保険班 TEL 78-3113 (内120)

新たに国民健康保険へ加入する人や国民健康保険から別の健康保険に加入した人は、異動日から**14日以内**に役場への届け出が必要です。加入手続きが遅れると、国民健康保険税がさかのぼって課税され、喪失手続きが遅れると課税されたままの状態となりますので早めの手続きをお願いします。



## 加入手続きが必要な場合

### 届け出に必要なもの

- 他の市町村から転入したとき……………転出証明書、印かん
- 職場の健康保険などをやめたとき……………職場の健康保険の資格喪失証明書または離職票、印かん
- 職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき…被扶養者でなくなった証明書、印かん
- 子どもが生まれたとき……………母子手帳、印かん
- 生活保護を受けなくなったとき……………保護廃止決定通知書、印かん
- 外国籍の人が加入するとき……………在留カード、印かん

## 喪失手続きが必要な場合

### 届け出に必要なもの

- 他の市町村に転出したとき……………保険証、印かん
- 職場の健康保険などに加入したとき……………国保と職場の健康保険の両方の保険証、印かん
- 職場の健康保険などの被扶養者になったとき……………国保と職場の健康保険の両方の保険証、印かん
- 国保の被保険者が死亡したとき……………保険証、印かん
- 生活保護を受けるようになったとき……………保険証、保護開始決定通知書、印かん
- 外国籍の人がやめるとき……………在留カード、印かん

## もし保険証をなくしたときは…

国保の保険証を紛失したり、破損してしまったときは保険証の再発行が出来ますので住民課保険班の窓口で再交付申請を行ってください。なお紛失した保険証が見つかった場合は保険証を役場に返してください。

【再交付申請に必要なもの】

- 運転免許証など本人確認ができるもの ●印かん
- 世帯員以外の人がある場合は委任状



あなたにも、マイナンバー。はじまります。

平成27年  
**10月**から  
マイナンバーを  
一人ひとり  
お届けします！



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

**！** マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット

**1** 行政の効率化  
手続きが正確で  
早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

**2** 国民の利便性の向上  
面倒な手続きが  
簡単に

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

**3** 公平・公正な社会の実現  
給付金などの  
不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー

検索

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

内閣府